

令和 6 年 12 月 20 日

緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び
緊急浚渫推進事業債の制度期限延長及び一層の充実を求める意見書

地方自治法第 112 条及び安曇野市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり
提出する。

安曇野市議会

議長 松枝 功 様

提出者

安曇野市議会議員 矢澤 毅彦

賛成者

安曇野市議会議員 大竹 啓正

安曇野市議会議員 中村 芳朗

安曇野市議会議員 岡村 典明

安曇野市議会議員 辻谷 洋一

安曇野市議会議員 橋本 裕二

安曇野市議会議員 増井 裕壽

宛 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣(防災)

提案理由

「緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び 緊急浚渫推進事業債の制度期限延長及び一層の充実を求める意見書」

令和 6 年能登半島地震をはじめ、近年、激甚化する自然災害により全国各地で甚大な被害が発生しており、地方自治体における防災・減災対策の重要性がますます高まっている。安曇野市においても、平成 18 年豪雨や、令和 3 年の大雨により甚大な被害が発生したほか、今後、南海トラフ地震や糸魚川―静岡構造線断層帯に起因する地震など、大規模地震による災害発生が懸念されている。

このような状況下、住民の生命と財産を守るため、国土強靱化に向けた取り組みは急務かつ継続的に行っていく必要があると考える。これまで安曇野市でも様々な防災対策に取り組んできたが、地方公共団体における財政状況は非常に厳しく、必要となる財源の確保が大きな課題となっている。

「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」「緊急浚渫推進事業債」は、地方債の充当率が 100%、そのうちの元利償還金の 70%が地方交付税措置とされており、地方公共団体にとっては非常に重要な財源である。

しかし、「緊急浚渫推進事業債」は令和 6 年度、「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」は令和 7 年度までの時限措置となっているため、これらは、安曇野市のみならず、災害大国でもある日本に属する地方公共団体として、制度終了は今後の防災対策にとって大きな不安材料である。その為、これまでも日本全国の各地方公共団体から、同様の意見書採択が相次いでいる。

また、当市において、多くの事業に充当してきた合併特例債も令和 7 年度までとなっており、「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」「緊急浚渫推進事業債」と同様に令和 8 年度以降は活用できなくなる見込みであり、今後の防災・減災関連施策、その他市政運営にも影響がある可能性がある。

については地方公共団体が、引き続き、防災・減災対策に積極的に取り組めるよう、「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」「緊急浚渫推進事業債」の制度期限延長、継続とともに、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度とすること、対象事業の充実など制度の見直しを求めるものである。

いつ発生するかわからない自然災害への対策に終わりはなく、一地方公共団体のみでは完結しない防災減災対策に、国、政府において継続的な財政支援ならびに事業支援を充実することを求め、関係機関に意見書を提出したいと考える。

緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び
緊急浚渫推進事業債の制度期限延長及び一層の充実を求める意見書

令和6年能登半島地震をはじめ、近年、激甚化する自然災害により全国各地で甚大な被害が発生しており、地方公共団体における防災・減災対策の重要性がますます高まっている。このような中、住民の生命と財産を守るため、国土強靱化に向けた取り組みが急務と考えるが、全国の中小地方公共団体の多くは非常に厳しい財政状況下にあり、必要となる財源の確保が大きな課題となっている。

「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急浚渫推進事業債」は、地方債の充当率が100%、そのうちの元利償還金の70%が地方交付税措置とされており、本市のみならず全国で活用され、住民の安全・安心に大きく貢献してきた。しかし、「緊急浚渫推進事業債」は令和6年度、「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」は令和7年度までの時限措置となっているため、制度終了は今後の防災対策にとって大きな不安材料である。

よって地方公共団体が、引き続き、防災・減災対策に積極的に取り組めるよう、下記の点について要望する。

記

- 1 「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急浚渫推進事業債」の制度期限延長及び継続
- 2 安定的な制度運用を図るため、防災・減災に資する対象事業の充実や恒久的な制度とすることなど制度の見直し

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣(防災)

宛て

長野県安曇野市議会議長 松枝 功